

## 目 次

日本語版への序文	
第4版へのまえがき	
謝 辞	

## 序 章

ソーシャルワークの現代的文脈	1
専門用語：「ソーシャルワーク」「ソーシャルワーカー」「サービス利用者」	2
専門用語：「倫理」と「価値」	5
倫理，宗教，政治	11
本書の理論的根拠とねらい	14
本書の構成	18

## 第1章 ソーシャルワークの倫理的な挑戦課題

はじめに	21
倫理的なるもの，技術的なるもの，法律的なるもの	21
倫理的な争点，問題ならびにジレンマ	23
ソーシャルワークの倫理的な挑戦課題とは何か？	25
ヒューマンサービス専門職としてのソーシャルワーク	32
ソーシャルワークと国家福祉システム	33
ソーシャルワークにおける非難と自責感	36
結 論	41

## 第2章 ソーシャルワーク倫理への原理論的アプローチ

はじめに	45
宗教倫理の位置づけ	45

原 理	47
ソーシャルワーク関係における尊重と自律性：義務に基づく原理	48
社会における福祉と正義の促進：功利主義者の原理	57
解放への関与と社会正義：ラディカルと反抑圧的原理の挑戦	61
倫理への「共通道徳」アプローチ	64
結 論	75

### 第3章 性格と関係性を基礎としたソーシャルワーク倫理に向けてのアプローチ

はじめに	79
専門職の役割での性格の重要性：徳に基づくアプローチ	80
専門職とサービス利用者のケアにおける関係：ケアの倫理	87
他者の要求への応答：近さの倫理	93
多様性，ナラティブ，構築主義：ポストモダン倫理とは？	96
価値の分断化	99
専門職倫理の要素：原理，特徴，ケアと関係性	101
社会正義に位置づけられた倫理に向けて	105
結 論	108

### 第4章 実践における原理：専門性と倫理綱領

はじめに	114
専門性の伝統的なモデルと特性理論	114
ソーシャルワークのための専門職倫理綱領	120
倫理綱領の構成要素	123
倫理綱領の諸機能	127
倫理綱領の限界と批判	129
結 論	135

### 第5章 サービス利用者の権利：当事者集団，市民権，消費者主義とアクティビズム

はじめに	140
正当な請求権としての権利	141

人 権	143
普遍的 対 特殊的／絶対的 対 条件付きの権利	146
関係性の権利と責任	149
民主的な専門性, 消費者主義あるいはラディカリズムか?	164
結 論	173

## 第6章 ソーシャルワーカーの責任：政策／方針，手続きと 財政資源管理統制主義

はじめに	177
義 務	177
「相関的な義務」または責任	179
特定の義務をともなう「役割—仕事」としてのソーシャルワーク	181
対立する責任	183
専門的なことは個人的なことである：ソーシャルワークにおける 職業と責任	185
専門的なことは政治的なことである：不正義に挑戦することと 「告発すること」	188
個人的な価値，専門職的な価値，雇用機関の価値と生活との乖離	194
実践の政治意識に目覚めた／ラディカルなモデル，専門職的モデル， 技術的＝官僚的モデル，準ビジネスモデル	199
財政資源管理統制主義，権威主義および市場主義の成長：英国の場合	209
官僚的で準ビジネスの境遇下での倫理：防衛的実践，省察的実践， 内省的な実践	213
結 論	216

## 第7章 実践における倫理的な問題とジレンマ

はじめに	221
倫理的判断	222
倫理的判断の文脈	224
倫理的意思決定と「倫理的な営為」	227
倫理的困難さに関する実践者による記述	231
省察的／内省的な実践者を育成すること：研修中のソーシャルワーカー の事例	233

非難と自責感はいつ正当化されるのか？：経験を積んだ実践者の事例	247
多職種連携のなかでの勇気と責任 (commitment)：チームマネージャーの事例	258
結 論	267

監訳者解題

参照文献

索 引

凡 例

- 1 本書は、Sarah Banks (2012), *Ethics and Values in Social Work*, 4th edition, London: Palgrave Macmillan の翻訳である。また本書には、原著者による「日本語版への序文」と監訳者による「解題」も収録してある。
- 2 原文にある“ ”は、「 」で表記した。また原著の書名や人名以外のイタリックは、ゴシック体太字で表記し、とくに必要な場合には、訳語の後の（ ）内に原語を挿入した。なお、原著に登場する人名は、巻末の参照文献リストで日本語翻訳本のあるものはカタカナ表記にし、それ以外は原語のまま表記した。さらに、文脈や文意を理解しやすくするために、監訳者の判断によって、箇条書きの数値（例：[1] [2] ①②など）を追加した部分もある。
- 3 文中の〔 〕は原著者による補足、[ ] は、監訳者による補足である。